

将来お子さんをもちたいと考えているがん患者様へ (熊本県がん患者妊よう性温存治療費助成制度のご案内)

妊よう性とは「妊娠するための力」のことを意味します。

妊よう性は、がん等の治療によって失われたり、低下したりすることがあります。

がん等の治療を行いながら妊よう性を保つための方法として、治療を行う前に、卵子や精子、受精卵を凍結保存し(妊よう性温存療法)、治療が完了した後に凍結保存した卵子や精子、受精卵を用いて、妊娠を補助する方法(温存後生殖補助医療)があります。

熊本県では、将来子どもをもつことを希望される小児・AYA世代のがん患者の方々などを対象に、妊よう性温存のための治療や温存後の生殖補助のための治療への助成を行っています。

◆助成の対象となる方

熊本県内に住民票があり、特定の治療を受けられている方が助成の対象となります。

年齢や利用回数等にも制限がありますので、詳細については県ホームページをご確認ください。

◆治療費助成額(上限)

〈妊よう性温存のための治療費助成額〉

助成の対象となる治療	助成上限額
①胚(受精卵)の凍結に係る治療	35万円
②未受精卵子の凍結に係る治療	20万円
③卵巢組織の凍結に係る治療 (組織の再移植を含む)	40万円
④精子凍結に係る治療	2万5千円
⑤精巣内精子採取術による精子の 凍結に係る治療	35万円

〈温存後の生殖補助のための治療費助成額〉

助成の対象となる治療	助成上限額
①で凍結した胚(受精卵)を用いた 生殖補助医療	10万円
②で凍結した未受精卵子を用いた 生殖補助医療	25万円 (※1)
③で凍結した卵巢組織再移植後の 生殖補助医療	30万円 (※1~4)
④・⑤で凍結した精子を用いた 生殖補助医療	30万円 (※1~4)

※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療を中止した場合は補助対象外

◆申請期限

助成対象となる費用の支払日が属する年度内に、郵送または持参にて提出してください。
ただし、やむを得ない事情によって当該年度内の提出が困難であった場合に限り、翌年度に申請を行うことができます。

◆申請に必要な書類（様式は熊本県ホームページからダウンロードできます）

〈妊よう性温存治療費助成〉

〈温存後生殖補助治療〉

必要となる書類	必要となる書類
交付申請書(妊よう性温存療法分)	交付申請書(温存後生殖補助医療分)
証明書(妊よう性温存療法実施医療機関)	証明書(温存後生殖補助医療実施医療機関)
領収金額内訳証明書 ※1 (妊よう性温存療法実施医療機関の連携機関)	領収金額内訳証明書 ※1 (温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関)
証明書(原疾患治療実施医療機関) ※5	証明書(原疾患治療実施医療機関) ※5
熊本県内に住民票を有することが確認できる書類 (市町村が発行する住民票など ※2)	熊本県内に住民票を有することが確認できる書類 (市町村が発行する住民票など ※2)
婚姻関係を確認できる書類 ※3 (法律婚の場合は両人の戸籍謄本)	婚姻関係を確認できる書類 ※3 (法律婚の場合は両人の戸籍謄本)
補助金の振込を希望する金融機関の 口座情報等が分かる書類 ※4	補助金の振込を希望する金融機関の 口座情報等が分かる書類 ※4

※1 熊本県指定医療機関の連携機関において、各治療の一部を実施した場合のみ提出が必要です。

※2 住民票の場合は、**個人番号の記載がないもので、発行から3か月以内のもの**

※3 事実婚の場合も申請は可能です。詳細については県要領第4条(2)及び第7条(1)(2)オをご確認ください。

※4 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人、口座種別(普通・当座など)が確認できる必要があります。

※5 過去に本県で妊よう性温存療法に係る申請を行ったことがない方のみ提出が必要です。



熊本県ホームページは
こちらをスキャン→

◆提出先・お問合せ先

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県健康福祉部健康局 健康づくり推進課 がん対策・歯科保健推進班

※封筒の表に「妊よう性温存治療費助成事業補助金申請書 在中」と朱書きしてください。

受付時間:午前9時から正午 午後1時から午後5時まで(祝祭日、年末年始を除く)

電 話:096-333-2208 (直通)

